

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(甲586－589号証＝第46準備書面関係)

平成30年2月26日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲586	大飯発電所基準地 震動策定における 問題点 ー地盤構造 モデルについてー	H30.1. 8	赤松純平	一審被告が大飯原子力発電所の耐震安全性評価のため に策定した基準地震動が過小に評価されている こと。例えば、地盤構造の把握のために行った各種 の調査結果を恣意的に解釈して、堅固で均質な地盤 構造モ デルを捏造し、地盤の増幅特性（サイト特性 ）を小さく見積もっていること等 なお、同証拠2 pにある参考資料の本訴訟における 証拠番号等は、以下のとおりである。 ①乙A24号証 大飯発電所の地盤モデルの評価につ いて（平成26年3月5日） ⇒本訴訟でいう乙92 ②乙A21号証 大飯発電所地震動評価について（平 成28年2月19日） ⇒本訴訟でいう甲588 ③乙A15号証 添付書類六 変更に係る発電用原子 炉施設の場所に関する気象、地盤、水利、地震、社 会環境等の状況に関する説明書 ⇒本訴訟でいう甲589 また、「準備書面(24)の90p以下」は概ね、本訴訟に おける被告準備書面(37)の175p以下に対応する。	

甲587	大飯発電所 地下構造の把握について	H25.9.18	一審被告	一審被告は、自ら引用した式と矛盾する計算を行っていること（スライド13, 17）など	
甲588	大飯発電所 地震動評価について（表紙、18-27p）	H28.2.19	一審被告	甲586において指摘されていた、一審被告の不合理なQ値計算	
甲589	大飯発電所発電用原子炉設置許可申請書（3、4号炉完本）の添付資料六「変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明」（表紙及び、6-3-106~130p）	H29.5	一審被告	6-3-110 ~ 111 頁には、『岩盤物性の場所的変化に関する調査・試験』として『基礎岩盤物性の異方性を検討するため、（中略）試掘坑の一つの坑内に約2.5m 間隔で受振器を設置し、他の坑内に起振点を設けて平均速度法により試掘坑の坑間で弾性波探査を行い、基礎岩盤における P 波の平均伝播速度を測定した』と記している。 そして、6-3-128 頁には、『試掘坑内の平均速度法による弾性波試験結果は、P 波速度は 3.0km/s ~ 5.2km/s で平均値 4.3km/s、変動係数 7.0 %である。（中略）弾性波速度による異方性はほとんど認められない。』と異方性について言及するのみで、3.0 ~ 5.2km/s も大きく変化していることについては全く記載していないこと	